

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域公民館分館活動事業補助金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	地域公民館分館の円滑な活動の支援を図るために、各地区公民館分館の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	地区公民館分館
補助対象経費	報償費(講師謝礼)、旅費(普通旅費及び費用弁償)、需用費(消耗品費、燃料費、食料費(茶菓に限る。))及び印刷製本費、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料(物品賃借料、使用料及び入場料)、負担金(負担金及び大会参加費)
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	予算計上額を上限とする
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1. 定額13,000円 2. 補助金総額 - (13,000 × 全分館数) = ① ① / 全人口 = ② ② × 分館の人口数 = ③ 合計 = 定額13,000円 + ③
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	交付分館数 238件 ○目標に対する費用対効果(計算式)
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 分館活動の維持・運営が目的であるため算出不可
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 各団体に通知
事業担当(担当部署)	社会教育課
事業担当(電話番号)	0259-58-7356